

青森県報

第二千三百十五号

平成十六年
四月十六日
(金曜日)

目 次

告 示

保安林の指定解除予定	(林 政 課)	一
基本測量の終了	(監 理 課)	一
道路の区域の変更	(道 路 課)	二
道路の供用の開始	(同)	四
豪雪地帯対策特別措置法による町道に関する工事の完了	(同)	五
包括外部監査契約の締結	(行 政 経 営 推 進 室)	五

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する	(県 民 生 活 政 策 課)	六
同法第十条第二項の規定による公告	(同)	六
大規模小売店舗の新設に関する届出	(同)	六
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(同)	七
土地区画整理組合の理事の退任	(同)	七
建設業者の許可の取消し	(同)	七
右 同	(同)	八
右 同	(同)	八
出先機関	(同)	八
土地改良区の役員の内任	(中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	九
土地改良区の役員の退任	(西 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	九

公 安 委 員 会

型式の検定適合遊技機……………(生活保安課) ……九
風俗営業の営業時間の延長ができる日等……………(同) ……一〇

告 示

青森県告示第二百九十号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
西津軽郡岩崎村大字岩崎字西岩崎山の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び岩崎村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百九十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作 業 種 類

3		2		1				変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道		県道		石川百田線				変更の区間		前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
弘前岳繻ヶ沢線		中津軽郡岩木町大字常盤野字湯野沢一四六の一から 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯野沢一二二の一まで		弘前市大字門外四丁目一四の四一から 弘前市大字門外四丁目一四の三六まで		弘前市大字堀越字宮本三六から 弘前市大字門外四丁目一四の四一まで		前	後	敷地の幅員	敷地の延長	備考	
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	敷地の幅員	敷地の延長	備考	
二〇九・〇〇メートルから	一九三・〇〇メートルまで	一四六・〇〇メートルから	一三五・〇〇メートルまで	一八八・〇〇メートルから	二〇七・五〇メートルまで	七・五〇メートルから	二七・二〇メートルまで	一六・九・七〇メートルから	一五・〇〇メートルまで	七三六・五〇メートル			
七三八・〇〇メートル	一八〇・〇〇メートル	一八〇・〇〇メートル	七二二・五〇メートル	七四三・七〇メートル	五〇・〇〇メートル	五〇・〇〇メートル	二四一・〇〇メートル	二五一・〇〇メートル	二四一・〇〇メートル				

基本測量
 二 作業期間
 平成十五年七月二十五日から平成十六年三月十五日まで
 三 作業地域
 弘前市
 五所川原市
 西津軽郡繻ヶ沢町、木造町、森田村、柏村、稲垣村
 南津軽郡藤崎町
 北津軽郡板柳町、金木町、鶴田町
 上北郡東北町

青森県告示第二百九十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年五月十五日まで青森県国土整備部
 道路課において一般の縦覧に供する。
 平成十六年四月十六日
 青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百九十三号

15		14		13		12		11		10	
県道		県道		国道		県道		県道		国道	
弘前線 鰺ヶ沢				一〇一号		豊川館岡線		岩崎深浦線		三三八号	
西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字外馬屋一三の二〇から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山一の二八まで		西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字外馬屋一三の二〇まで		西津軽郡深浦町大字関字柝沢四一の四から 西津軽郡深浦町大字関字柝沢五五の二まで		西津軽郡木造町大字館岡字稲葉無番から 西津軽郡木造町大字館岡字稲葉二二四まで		西津軽郡岩崎村大字岩崎字浜野三二六の一から 西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂二七九の三四まで		下北郡大間町大字大間字奥戸上道二八の一から 下北郡大間町大字大間字七郎平一二の七六まで	
後	後	前	後	前	後	前	後	前	後	後	後
七三・五〇メートルから	一〇〇・五〇メートルから	一〇〇・五〇メートルから	二四・〇〇メートルから	一七・五〇メートルから	一四二・〇〇メートルから	一〇三・九〇メートルから	一四・二〇メートルから	一五・三〇メートルから	一四四・五〇メートルから	一九三・〇〇メートルから	一九三・〇〇メートルから
三三・一〇メートル	三五三・五〇メートル	三五三・五〇メートル	一五四・五〇メートル	一五四・五〇メートル	一一〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	九七・〇〇メートル	五六八・三〇メートル	五六八・三〇メートル	一、二七五・五〇メートル	一、三六八・〇〇メートル
三三・一〇メートル	三五三・五〇メートル	三五三・五〇メートル	一五四・五〇メートル	一五四・五〇メートル	一一〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	九七・〇〇メートル	五六八・三〇メートル	五六八・三〇メートル	一、二七五・五〇メートル	一、三六八・〇〇メートル

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年五月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の期 日
県道 石川百田線	弘前市大字堀越字宮本三六から 弘前市大字門外四丁目一四の三六まで	平成一六・四・一六
県道 弘前岳鱒ヶ沢線	中津軽郡岩木町大字常盤野字湯野沢一四六の 一から 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯野沢一二二の 一まで	"
県道 小国本町線	中津軽郡岩木町大字常盤野字湯野沢五八の五 まで	"
県道 相馬常盤野線	中津軽郡相馬村大字大助字竜ノ口一二三の一 から 中津軽郡相馬村大字大助字竜ノ口一二三の一 まで	"
県道 平賀停車場本町 線	中津軽郡平賀町大字新館字鳥村三四の六から 中津軽郡平賀町大字新館字藤山二の三まで	"
県道 町居平賀停車場 線	中津軽郡平賀町大字町居字南田一六四の八か ら 中津軽郡平賀町大字町居字南田一一の四まで	"
国道 四五四号	中津軽郡平賀町大字本町字北柳田一一の一七 から 中津軽郡平賀町大字本町字北柳田八の九まで	"
	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から 三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽国有一〇一 林班は、小班まで	"

青森県告示第二百九十四号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定に

より行った次の町道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項後段の規定により告示する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
町道二 号線	中津軽郡平賀町大字屋崎字浅井六九か ら 中津軽郡平賀町大字屋崎字浅井一四七 の一まで	改築（道路改 良）	平成 一六・三・三〇

青森県告示第二百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成十六年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成十六年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
小原 隆平
八戸市根城七丁目六の一六
- 三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用
 - 1 額の算定方法
基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。
 - 2 支払方法
費用の一部について概算払をする。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年三月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人清純

三 代表者の氏名

是川 純

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字鳥屋部字鹿原九

五 定款に記載された目的

この法人は、階上町及びその近隣のあらゆる市町村民を対象とし、高齢者及び身体障害者等に対し、福祉サービスに関する事業等を行い、ふれあい社会の構築に努め、健康で安心して暮らしていくことのできる生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン板柳ショッピングセンター

北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田 悦生

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田 悦生

株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二十四条東二〇丁目一の二四

代表取締役 鶴羽 樹

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年十二月七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、六六六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二〇七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二八六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) マックスバリュ東北株式会社

二十四時間

(二) 株式会社ツルハ

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4 四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十六年四月六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び板柳町役場

2 期間

平成十六年四月十六日から同年八月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年八月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南類家店

八戸市南類家二丁目九の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八重州リース株式会社

東京都中央区京橋二丁目三の一九の一

代表取締役 松重征夫

三 八戸市の意見の概要

夜間は、住宅に隣接する場所への駐車は禁止することが望ましい。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年四月十六日から同年五月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

土地区画整理組合の理事の退任

弘前市城東第五土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があったので、公告する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	福島 侑一
住所	弘前市大字福村字福富一八の一

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社江渡工務店
- 二 代表者の氏名 江渡 良三
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字小林一七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一二二六号
- 五 取消年月日 平成十六年三月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装、熱絶縁、建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年三月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月十六日

- 一 商号又は名称 株式会社小原技建
- 二 代表者の氏名 小原 正子
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西二十三番町三一の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五七二四号
- 五 取消年月日 平成十六年四月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年三月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

出 先 機 関

- 一 商号又は名称 有限会社田畑設備工業
- 二 代表者の氏名 田畑 弘治
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡百石町深沢一丁目六五の二九三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一四六八二号
- 五 取消年月日 平成十六年四月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年三月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年四月十六日

中南地方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事 野呂 正幸		一 南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田三九の	平成一六・三・二九

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年四月十六日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理事 野呂 英磨		西津軽郡木造町大字館岡字上稲元一七 六の四四	平成一六・一・一九

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月十六日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ばちんこ遊技機	CRピンクパンサーR	株式会社藤商事
"	CRピンクパンサーS	"
"	CRピンクパンサーC	"
"	CRピンクパンサーY	"
"	CRファイバーマジックパーティーJX	株式会社三共
"	CRファイバーマジックパーティーMX	"
"	CRファイバーマジックパーティーJX	株式会社三洋物産
"	CR新海物語M8Z	"
"	CR新海物語M5Z	"
"	CR新海物語M6Z	"
"	CR天下ゲッター秀吉M6	"
"	CR天下ゲッター秀吉M8	"

回胴式遊技機	テッケンR	山佐株式会社
"	CRさいころ珍道中MB	"
"	CRさいころ珍道中MD	"
"	CRさいころ珍道中MAR	株式会社ニユーギン
"	CRパーラー星人M7	"
"	CRパーラー星人M3	"
"	CR天下ゲッター秀吉M2	"
"	CR天下ゲッター秀吉M5	"

青森県公安委員会告示第二十二号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）第四条第一項第三号の規定により、公安委員会が定める日及び地域を次のとおり定めるので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年四月十六日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

公安委員会が定める日	公安委員会が定める地域
三月春まつりの行われる日の翌日	三戸町
弘前さくらまつりの行われる日の翌日	弘前市
青森春まつりの行われる日の翌日	青森市
金木桜まつりの行われる日の翌日	金木町

奥津軽虫と火まつりの行われる日の翌日	五所川原市
八戸七夕まつり（前夜祭を含む。）の行われる日の翌日	八戸市
三沢七夕祭りの行われる日の翌日	三沢市
八戸三社大祭（前夜祭及び後夜祭を含む。）の行われる日の翌日	八戸市
弘前ねぶたまつりの行われる日の翌日	弘前市
青森ねぶた祭の行われる日の翌日	青森市
五所川原立佞武多の行われる日の翌日	五所川原市
三沢まつりの行われる日の翌日	三沢市
のへじ祇園まつりの行われる日の翌日	野辺地町
十和田市秋まつりの行われる日の翌日	十和田市
弘前城菊と紅葉まつりの行われる日の翌日	弘前市
弘前城雪灯籠まつりの行われる日の翌日	弘前市
八戸えんぶりの行われる日の翌日	八戸市

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭